

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前(2014年1月31日付)	改定後(2014年7月1日付)
<p>第5条(契約の申し込みの承諾)</p> <p>1.</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日から起算して20日後に契約が成立するものとします。</p> <p>(3) 新規に本サービスの申し込みをした場合は、第8条第1項第3号または第8条第1項第4号に定める日に契約が成立するものとします。</p> <p>(3-1) 該当なし</p> <p>(4) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合は、第8条第2項第2号または第8条第2項第3号に定める日に契約が成立するものとします。</p> <p>(4-1) 該当なし</p>	<p>第5条(契約の申し込みの承諾)</p> <p>1.</p> <p>(2) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の20日後に契約が成立するものとします。</p> <p>(3) フレッツ光と同時に新規に本サービスの申し込みをした場合は、フレッツ光の工事完了日に契約が成立するものとします。但し、当社がフレッツ光の工事が完了したことを確認する前に、会員の本サービスの利用開始を当社が確認した場合、本サービスの利用開始を確認した日(以下「初回認証日」といいます。)に契約が成立するものとします。</p> <p>(3-1) フレッツ光の工事完了後に新規に本サービスの申し込みをした場合は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p> <p>(4) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をしてフレッツ光と同時に本サービスの申し込みをした場合は、フレッツ光の工事完了日に契約が成立するものとします。但し、当社がフレッツ光の工事が完了したことを確認する前に、会員の本サービスの利用開始を当社が確認した場合、初回認証日に契約が成立するものとします。</p> <p>(4-1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をしてフレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日に契約が成立するものとします。</p>
<p>第8条(課金開始日)</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申し込みを当社が承諾した日から起算して20日後とします。</p> <p>(3) フレッツ光と同時に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但</p>	<p>第8条(課金開始日)</p> <p>1.</p> <p>(1) 新規に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、本サービスの申し込みを当社が承諾した日の20日後とします。</p> <p>(3) フレッツ光と同時に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但</p>

し、当社がフレッツ光の工事が完了したことを確認する前に、会員が本サービスを利用した場合、当該本サービス利用日（以下「初回認証日」といいます。）を課金開始日とする場合があります。

(4) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日から起算して7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。

2.

(1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日から起算して20日後が属する月の翌月1日とします。

(2) フレッツ光と同時に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但し、当社がフレッツ光の工事完了日を確認する前に、会員が本サービスを利用したことを確認した場合、初回認証日を課金開始日とする場合があります。

(3) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日から起算して7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。

第12条(利用期間、契約期間および解除料)

1.

<2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員>
第5条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。

<2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員>
第5条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契

し、フレッツ光の工事完了日が属する月の翌月以降に工事完了日を当社が確認した場合、当該確認日が属する月の当月1日を課金開始日とします。また、当社がフレッツ光の工事が完了したことを確認する前に、会員の本サービスの利用開始を当社が確認した場合、初回認証日を課金開始日とします。

(4) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。

2.

(1) 当社が提供する他の電気通信サービスからサービス変更をして本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、サービス変更の申し込みを当社が承諾した日の20日後が属する月の翌月1日とします。

(2) フレッツ光と同時に本サービスの申し込みをした場合の料金等の課金開始日は、フレッツ光の工事完了日とします。但し、フレッツ光の工事完了日が属する月の翌月以降に工事完了日を当社が確認した場合、当該確認日が属する月の当月1日を課金開始日とします。また、当社がフレッツ光の工事完了日を確認する前に、会員の本サービスの利用開始を当社が確認した場合、初回認証日を課金開始日とします。

(3) フレッツ光の工事完了後に本サービスの申し込みを行った場合の料金等の課金開始日は、当社が申し込みを承諾した日の7日後または初回認証日のいずれか早い日とします。

第12条(利用期間、契約期間および解除料)

1.

<2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員>
第8条に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。

<2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員>
第8条に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契

<p>契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>第 25 条の 3(IPv6 接続事業者/NTT 東西との相互通知事項)</p> <p>1. 該当なし</p>	<p>約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>第 25 条の 3(IPv6 接続事業者/NTT 東西との相互通知事項)</p> <p>1. (4) お客様情報(お客さま ID)</p>
---	--

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前(2014年1月31日付)	改定後(2014年7月1日付)
<p>第 8 条(課金開始日)</p> <p>1. 新規に本サービスの申し込みをした場合の課金開始日は、第 5 条第 1 項に定める日とします。</p>	<p>第 8 条(課金開始日)</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、第 5 条第 1 項に定める日とします。</p>
<p>第 12 条(利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>1. <2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 第 5 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。 <2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 第 5 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第 12 条(利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>1. <2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員> 第 8 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24 ヶ月目の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。 <2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員> 第 8 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>第 25 条の 3(IPv6 接続事業者/NTT 東西との相互通知事項)</p> <p>該当なし</p>	<p>第 25 条の 3(IPv6 接続事業者/NTT 東西との相互通知事項)</p> <p>(4) お客様情報(お客さま ID)</p>

「オプションパック規約」新旧対照表

改定前(2013年9月3日付)	改定後(2014年7月1日付)				
<p>第 2 条 (提供サービス)</p> <p>1.</p> <table border="1"> <tr> <td>適用期間</td> <td>適用開始日より24 ヶ月間 (自動更新)</td> </tr> </table>	適用期間	適用開始日より24 ヶ月間 (自動更新)	<p>第 2 条 (提供サービス)</p> <p>1.</p> <table border="1"> <tr> <td>適用期間</td> <td>適用開始日の属する月を 1ヵ月目として、24ヵ月目の 月末まで(自動更新)</td> </tr> </table>	適用期間	適用開始日の属する月を 1ヵ月目として、24ヵ月目の 月末まで(自動更新)
適用期間	適用開始日より24 ヶ月間 (自動更新)				
適用期間	適用開始日の属する月を 1ヵ月目として、24ヵ月目の 月末まで(自動更新)				
<p>第 4 条(適用開始日と利用申込の承諾)</p>	<p>第 4 条(適用開始日と利用申込の承諾)</p>				

<p>1. (1) ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、ブロードバンドサービスの契約成立日を本サービスの適用開始日とします。</p>	<p>1. (1) ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、ブロードバンドサービスの課金開始日を本サービスの適用開始日とします。</p>
<p>第 7 条(適用期間および解除料について)</p> <p>1. 第 2 条第 1 項に定める項番 1 および項番 2 のパッケージサービスについては、課金開始日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第 7 条(適用期間および解除料について)</p> <p>1. 第 2 条第 1 項に定める項番 1 および項番 2 のパッケージサービスについては、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間として自動更新されるものとします。</p>

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

改定前(2014 年 4 月 1 日付)	改定後(2014 年 7 月 1 日付)
<p>第 10 条(利用料金等)</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日から起算して 7 日目の日が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>	<p>第 10 条(利用料金等)</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の 7 日後が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>

「モバイル接続利用規約」新旧対照表

改訂前(2011 年 4 月 21 日付)	改定後(2014 年 7 月 1 日付)
<p>第 9 条(利用料金等)</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日から起算して 7 日目の日が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>	<p>第 9 条(利用料金等)</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の 7 日後が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>

「接続機器レンタル規約(Yahoo! BB 光 with フレッツサービス/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」

新旧対照表

改定前(2013 年 12 月 2 日付)	改定後(2014 年 7 月 1 日付)
-----------------------	----------------------

<p>第 1 条(規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。)のオプションサービスである、光 BB ユニット、無線 LAN カードまたは地デジチューナー(以下「各接続機器」といいます。)のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。なお、地デジチューナーをレンタルするサービスとしては地デジチューナープラスおよび地デジチューナー(R)があり、これらは重複して申し込めないものとします。また、地デジチューナーを利用するにあたっては、当社より提供する専用のアプリケーション(以下「指定アプリ」といいます)を使用する必要があります。</p>	<p>第 1 条(規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。)のオプションサービスである、光 BB ユニット、無線 LAN カードまたは地デジチューナー(以下「各接続機器」といいます。)のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。なお、無線 LAN カードのレンタルには、無線 LAN カードのみのレンタルまたは光 BB ユニットに内蔵された無線 LAN カードのレンタルがあります。また、地デジチューナーをレンタルするサービスとしては地デジチューナープラスおよび地デジチューナー(R)があり、これらは重複して申し込めないものとします。地デジチューナーを利用するにあたっては、当社より提供する専用のアプリケーション(以下「指定アプリ」といいます)を使用する必要があります。</p>
<p>第 10 条(各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンク BB 光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。ただし、各接続機器のうち、無線 LAN 機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタルを受けている会員が、無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN 機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、または地デジチューナーのレンタルを受けている会員が、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、光 BB ユニットについてはこの限りではありません。なお、各接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p>	<p>第 10 条(各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンク BB 光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。ただし、各接続機器のうち、光 BB ユニットに内蔵されている無線 LAN カードのレンタルを受けている会員が、無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約し、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、または地デジチューナーのレンタルを受けている会員が、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、光 BB ユニットについてはこの限りではありません。なお、各接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p>

「接続機器レンタル規約」新旧対照表

改定前(2013年9月3日付)	改定後(2014年7月1日付)
<p>第9条(任意の買取)</p> <p>1. 会員は、各接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の各接続機器(以下「新規各接続機器」といいます。)のみ買取ることができ、レンタルしている各接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の各接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取りをお断りする場合があります。また、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規各接続機器の買取ができない場合があります。</p>	<p>第9条(任意の買取)</p> <p>1. 会員は、各接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の各接続機器(以下「新規各接続機器」といいます。)のみ買取ることができ、レンタルしている各接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。ただし、「買取価格一覧表」に記載のない各接続機器は買取ることができないものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の各接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取りをお断りする場合があります。また、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規各接続機器の買取ができない場合があります。</p>